

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築指導課

許認可等の内容		景観地区内の建築物の高さ等の例外許可
根拠法令等及び条項		建築基準法第68条第1項第2号、第2項第2号、第3項第2号及び第5項
標準処理期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
	根拠条項	建築基準法第68条第1項第2号、第2項第2号、第3項第2号及び第5項
参考事項		
設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更	
【 基 準 】		処分の先例がないか、稀であり、審査基準を法令の定め以上に具体化することが困難である。
審査基準		